

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 4 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

平成 28 年 7 月 22 日、請求人は当時の淀川区役所の人事担当者に対し、広聴担当者による不適切な発言への説明を求める書面を手渡した。しかし、淀川区役所は本件請求時点に至るまで、当該書面に対する正式な回答を作成及び送付していない。にもかかわらず、区役所側は「全て対応済み」とし、事務を不当に終了させている。これは公務員としての誠実義務に反するだけでなく、虚偽の処理によって職務を放棄している状態であり、地方自治法第 2 条第 14 項に反する。

請求人が「論理的整合性を重視する」という特性を有していることを知りながら、担当職員らは意図的に論理を破綻させた回答や、対話の強制終了を繰り返した。これは障害者差別解消法が禁じる「不当な差別的取り扱い」および「合理的配慮の否定」であり、行政が市民に対して加害行為を行っているに等しい。

上記のように、なすべき回答を行わず、市民との建設的対話を拒絶し、排除することに費やされた職員の職務時間は、公務としての実態をなしていない。このような職務時間に対して支払われた給与は、大阪市にとって対価のない損害であり、不当な公金支出に該当する。

よって、次の措置を講じることを求める。

- ・ 平成 28 年 7 月 22 日に受理した書面がなぜ 10 年間未回答のまま放置されているのか、その決裁過程と責任所在を明らかにすること。
- ・ 淀川区役所に対し、過去の論理的矛盾を解消した誠実かつ具体的な回答を速やかに作成及び送付させること。

- ・ 職務放棄及び組織的隠蔽に関与した職員の職務遂行を無効とし、支払われた給与のうち不当な部分の返還請求を含む法的措置を検討すること。
- ・ 論理的整合性を求める市民への「逆上」や「排除」を容認する組織風土を刷新するための具体的な改善策を策定すること。

第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、次の要件を満たす必要がある。

- ・ 当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をすること。
- ・ 住民監査請求の制度の目的が地方財務行政の適正化を図ることであるから、当該行為等によって当該地方公共団体に財産上の損害が発生し、又は発生しようとしていること。そこで、本件請求が住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、市民との建設的対話を拒絶する職員らの勤務時間は公務としての実態をなしておらず、当該職員らへの給与の支出は、大阪市にとって対価のない損害であり、違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

大阪市では、「職員の給与に関する条例」（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）に基づき、在籍している職員が実際に職務に従事しているのであれば、当該職員に給与を支払わなければならない。

この点、請求人からは給与条例違反に関する具体的な事実の摘示がない。

加えて、給与は職務に対する対価として支払われるものであるから、給与の支払が直ちに大阪市に損害を与えるものとはいえない。

よって請求人の職員の給与の支給に関する主張は、違法又は不当な財務会計行為を具体的に摘示するものとはいえず、また、損害が発生しているものとは認められない。

また、そもそも、地方自治法第242条は財務会計上の行為に限って住民監査請求を行うことを認めているところ、職員の非財務会計行為の違法又は不当を理由として当該職員に対する給与の支出を住民監査請求の対象とすることができると解するならば、非財務会計行為で

あっても必然的に給与の支出を伴うことから、結果として、職員の行為による広範かつ多岐にわたる行政作用全般が住民監査請求の対象となり得ることとなる。

このように解することは、住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限定した地方自治法の趣旨を逸脱することになる。それゆえ、職員が行った非財務会計行為の違法又は不当を理由として、当該職務に対する給与の支出を、財務会計上の行為として住民監査請求の対象とすることは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。